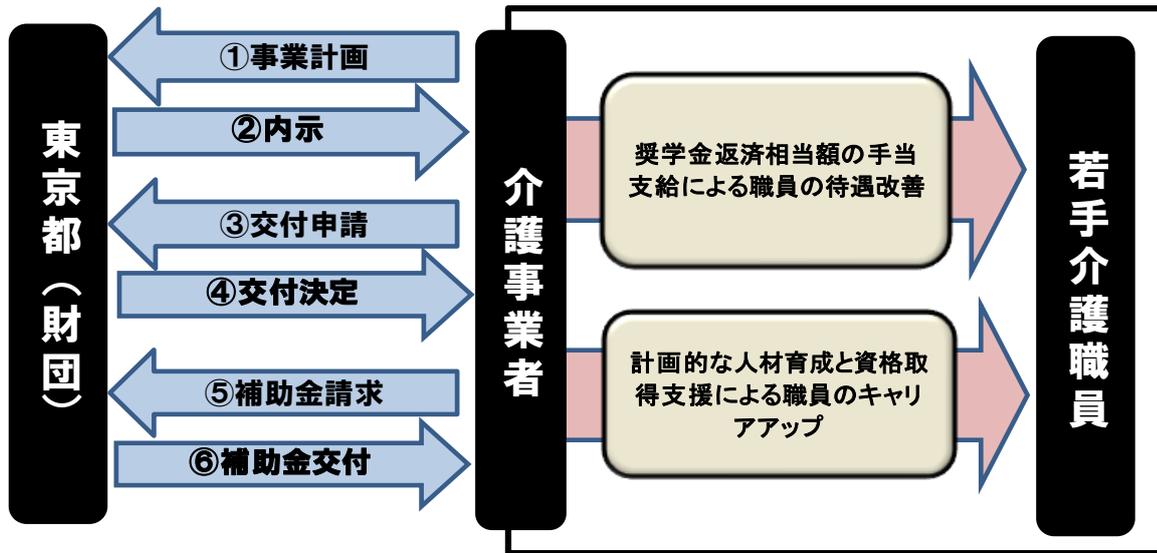


事業概要

【事業概要図】



【対象事業所】

「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度」を有する都内の介護保険事業所等

【手当支給対象者】

次の(1)から(3)のいずれかに該当する方を対象とする。奨学金は、日本学生支援機構、学校、地方公共団体によるものに限る。

- (1) 新卒者 介護福祉士の資格を有しておらず、奨学金の返済を行う方
 - (2) 既卒者 介護福祉士の資格を有しておらず、奨学金の返済を行う、卒業5年未満の方
 - (3) 現任介護職員 介護福祉士の資格を有しておらず、奨学金の返済を行う、卒業5年未満の方
- ※(3)については、平成30年度のみ経過措置。

【補助額】

事業者が支給した額の全額（1人当たり月5万円・年60万円を上限）

【補助期間】

1人当たり5年間を上限
 （介護職員初任者研修を1年以内、実務者研修を3年以内に修了することを条件とする。また、介護福祉士試験を4年及び5年以内に受験することを条件とする。）

【対象となる介護サービス事業の一覧】

サービスの種類	
訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護
(介護予防)短期入所生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(介護予防)通所リハビリテーション	地域密着型通所介護
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設
夜間対応型訪問介護	介護医療院
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	介護療養型医療施設

※介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。